

# 西宮市災害対策本部設置要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市災害対策本部条例（昭和38年7月条例第10号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、西宮市災害対策本部（以下「本部」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (本部の設置及び廃止)

第2条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、本部を設置することができる。

- (1) 市内で震度5弱以上を観測したとき。
- (2) 兵庫県瀬戸内海沿岸に津波警報以上が発表されたとき。
- (3) 西宮市防災指令要綱に基づく防災指令第1号、第2号及び第3号並びに水防指令第1号、第2号及び第3号のいずれかが発令されたとき。

2 市長は、本部を設置した後において、災害が発生するおそれが解消したと認めるとき、その他本部を設置しておく必要がないと認めるときは、本部を廃止する。

## (本部の組織)

第3条 本部に、本部長、災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）及び災害対策本部員（以下「本部員」という。）を置く。

- 2 本部長は、災害対策基本法第23条の2第2項の規定により、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長及び危機管理監をもって充てる。
- 4 本部員は、西宮市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）で定める者をもって充てる。

## (災害対策本部会議)

第4条 災害対策本部会議（以下「本部会議」という。）は、本部長、副本部長及び本部員で構成する。

- 2 本部会議は、本部長が招集し、その会議の議長となる。
- 3 本部会議は、災害予防及び災害応急対策の方針を協議し、決定する。

## (局)

第5条 条例第4条第1項の規定に基づき、本部に局を置く。

- 2 前項の各局に局長を置き、地域防災計画で定める者をもって充てる。
- 3 局長不在の場合は、あらかじめ各局が定める代理順位による者が本部会議に出席し、局の事務を掌理する。
- 4 局の名称及び事務分掌は、地域防災計画によるものとする。

## (総括部及び部)

第6条 局の事務を分掌させるため、各局に総括部又は部（消防局においては部及び署並びに団。以下同じ。）を置く。

2 前項の各部に部長を置き、地域防災計画で定める者をもって充てる。

3 総括部又は部の設置及び運営について必要な事項は、別に定めるもののほか局長が定める。

4 部長は、部員を指揮監督する。

（本部連絡員）

第7条 各局に本部連絡員を置く。

2 本部連絡員は、各局長が指名する者をもって充てる。

3 本部連絡員は、情報の収集、伝達及び資料の収集等を行い、局と災対統制局との連絡調整等に当たる。

（雑則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本部長が定める。

付 則

この要綱は、昭和39年2月18日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和51年5月25日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成2年5月31日から施行する。

付 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。